

伊勢崎市告示第204号

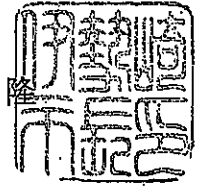
町の区域の変更及び字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の町の区域を別紙のとおり変更し、同区域内の字を廃止したので同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この町の区域の変更及び字の区域の廃止の効力は、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）第19条第2項の規定による工事完了の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成27年12月18日

伊勢崎市長 五十嵐 清



変 更 調 書

町	地 番
田中町	56の一部、61の一部、71の一部、95の一部、96、97の一部、98の1から98の3まで、99、100、101の一部、106の1、119、120の1、120の2、121の1、121の2、122、123、124の1、124の2、125の1、125の2、126の1、126の2、127、128、129の1、129の2、148の1の一部、148の2の一部、149の一部、157の1の一部、157の2の一部、158の1の一部から158の3の一部まで、159の一部から161の一部まで

上記区域を東上之宮町に変更する。

町	地 番
東上之宮町	602の一部から608の一部まで、687の一部から690の一部まで、693の一部、694の1の一部、694の2の一部、730の2の一部、735の1の一部、735の2の一部、736、737の一部、738の一部、743の一部、744の一部、749の一部、750の一部、795の2の一部、797の一部、798、799の一部、800の1の一部、801の1の一部、802の1の一部、805の一部

上記区域を田中町に変更する。

町	字	地 番
阿弥大寺町	西田	1の1、1の2の一部、50の2の一部、57の1、57の3、58の1、58の3、59の1、59の2の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）を田中町に変更し、同区域内の字を廃止する。

（平成27年10月7日調査）

変 更 理 由 書

伊勢崎宮郷工業団地造成事業の施行に伴い、区域内の区画、形状を改めた結果、町区域を変更する必要が生じたため。

事 業 の 概 要

- 1 事業名 伊勢崎宮郷工業団地造成事業
- 2 事業主体 群馬県
- 3 事業年度 平成25年度～平成31年度
- 4 事業規模 58.2ha